# 学校安全マニュアル

高知県立高知工業高等学校定時制

# ＜学校安全マニュアルもくじ＞

## 基本事項 p.3～


p.4 ：安全教育全体計画(高知工業高校定時制)
p.5 ：危機管理基本方針
p.6 ：校内事故の緊急基本対応
p.7 ： 校内事故・事件時の役割分担・留意事項
p.8 ： 緊急連絡先
p.9 ：指揮系統
p.10～12 ：緊急時の本部編成・教職員の役割確認

## 災害発生

### 1.災害発生時 p.12～


p.13：本校周辺における大規模地震の基礎知識
p.14：大規模地震の安全確保
p.15：授業中の大規模地震の緊急対応フロー(一次避難まで)
p.16：大規模災害における緊急対応(校外活動時)
p.17：大規模災害における緊急対応(登下校時の対応)のフロー
p.18：大規模災害における緊急対応(校外活動時の対応)のフロー

### 2.災害発生後 p.19～


p.20：授業再開に向けての手順
p.21：休日・夜間の震災時における参集体制
p.22：災害後教職員の動員計画の対応フロー
p.23：生徒引渡し連絡カード
p.24：避難所としての学校の対応
p.25：保護者との連絡と引き渡しについての対応フロー

## 火災 p.26～


p.27：火災時の緊急対応フロー

## 健康被害 p.28～


p.29：健康被害の予防
p.30：感染症聞き取りカード
p.31：学校感染症一覧表
p.32：アレルギー反応による緊急時の対応
p.33：エピペンの使用方法
p.34：心肺蘇生法
p.35：感染症等の発生時における時間外緊急連絡の体制


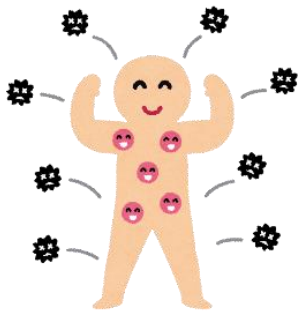

## 事故・事件等 p.36～


p.37：交通事故発生時の対応フロー
p.38：部活動時における事故防止
p.39：危険時等発生要領日常管理
p.40：学校に不審者が来た場合の対応フロー
p.41：本校特定で犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー

# 基本事項

p.4：安全教育全体計画(高知工業高校定時制)

p.5：学校安全計画

p.6：危機管理基本方針

p.7：校内事故の緊急基本対応

p.8：校内事故・事件時の役割分担、留意事項

p.9：緊急連絡先

p.10：指揮系統

p p.11~12：緊急時の本部編成・教職員の役割確認

# 高知工業高等学校(定時制)安全教育全体計画

## 安全上の課題

〇南海トラフ地震発生時には高知市で最も津波が早く到達する高校であり、地域の避難所に指定されている。
〇津波浸水区域に住む生徒や、浸水区域を通って登校する生徒も多い。
〇ほとんどの生徒がスマートフォンを使用している。トラブル防止、防犯に課題がある。
〇自動車やバイクでの登校を許可しているため、交通安全指導の必要性がある。

## 学校教育目標

〇学校像
社会人としての使命を自覚し、地場産業に貢献できる個性豊かで基本的な教養を身につけた工業技術者を育成する学校
〇生徒像
社会人として独り立ちできる基本的能力を持ち、主体性を持って自己実現のできる生徒

## 安全教育の目標

①自らの命を守ることができる生徒の育成
②何が危険かを理解し危険を察知した際に、的確な行動ができる生徒の育成
③安心して生活することができる環境づくりを推進できる生徒の育成

## 安全管理

〇AED 動作点検
〇実習室の安全点検
〇学校設備安全点検
〇消火器・消火栓・火災報知器点検
〇劇物等保管点検
〇備蓄品確認

### 安全に関する組織活動

〇救急救命講習会
〇環境美化作業
〇交通安全教室
〇サイバー犯罪防止教室
〇薬物乱用防止教室
〇衛生委員会
〇学校保健委員会
〇学校安全対策委員会
〇防災講演会

## 学年別重点目標

| 【１年生】 | 【２年生】 | 【３年生】 | 【４年生】 |
|---|---|---|---|
| 【生活安全】<br>〇安全な学校生活を送るために、自分を律し、規則を守って学校生活を送ることができる。<br>【交通安全】<br>〇通学路における危険を予測し、安全に登校することができる。<br>【災害安全】<br>〇自分たちの地域と災害について知り、災害を自分自身のこととして真剣に考える態度を身に付ける。 | 【生活安全】<br>〇全員が安心して過ごせる環境について理解し、ルールとマナーを守って学校生活を送ることができる。<br>【交通安全】<br>〇自分を律し、交通ルールを遵守する態度を身に付ける。<br>【災害安全】<br>〇災害時に自身が担う役割を自覚し、自分の安全と地域の安全のために考え、行動することができる。 | 【生活安全】<br>〇思いやりの心で他者への配慮を考え、社会生活や学校生活を送ることができる。<br>【交通安全】<br>〇運転等の慣れを律し、常に交通安全を意識した行動ができる。<br>【災害安全】<br>〇災害が起こった地域から学ぶべきところを吸収し、いかに安全な行動をとるか学習できる。 | 【生活安全】<br>〇社会の一員として、自他の安全を守るために行動することができる。<br>【交通安全】<br>〇社会の一員として自他の安全に責任を持ち、交通ルールを遵守することができる。<br>【災害安全】<br>〇常に災害に対する危機感を持ち、自他の安全のために備え、行動することができる。 |

## 関連する主な領域及びその指導内容

| | 【１年生】 | 【２年生】 | 【３年生】 | 【４年生】 |
|---|---|---|---|---|
| 教科 | 〇現代社会<br>・過去の大災害について<br>〇保健<br>・救命救急法<br>〇理科<br>・施設・設備・薬品管理等の点検<br>・地震のメカニズム<br>〇工業技術基礎<br>・施設・道具・器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備 | 〇家庭基礎<br>・施設・道具・器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備<br>〇保健<br>・職業と健康<br>〇体育<br>・体育施設・用具の安全点検<br>〇実習<br>・施設・道具・器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備 | 〇体育<br>・体育施設・用具の安全点検<br>〇物理基礎<br>・建造物の耐震・制震・免震<br>〇実習<br>・施設・道具・器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備 | 〇体育<br>・体育施設・用具の安全点検<br>〇実習・課研<br>・施設・道具・器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備 |

| 特別活動 | | |
|---|---|---|
| ホームルーム活動 | 〇オリエンテーション〇交通安全事前指導<br>〇夏休みの生活と安全〇実習と安全<br>〇地震と安全〇冬休みの生活と安全<br>〇春休みの生活と安全 | |
| 学校行事 | 〇避難訓練〇シェイクアウト訓練<br>〇サイバー犯罪防止教室〇防災講演会<br>〇交通安全教室〇非行防止教室<br>〇薬物乱用防止教室 | 課外活動：〇こうち建設フェスタ「ものづくり教室」<br>〇ものメッセ KOCHI2023「作品展示」 |

## 安全教育の成果を測る指標

〇ルールやマナーを守り、自他ともに安全で安心して過ごせる環境を目指して行動する態度が身についているか。（言動・振り返りシート）
〇災害を自分のこととしてとらえて真剣に向き合い、自分や地域の人たちのために行動することができるか。（言動・振り返りシート）
〇日常生活に潜む危険について理解し、自らの取るべき行動を選択する力がついているか。（テスト、言動・振り返りシート）

## ◆危機管理基本方針

| 危機管理の必要性 | 危機管理の目的 |
|---|---|
| ・生徒の命と人権を守り安全を確保<br>・全教職員が一丸で被害を未然に防ぐ<br>・危機管理マニュアルを確認<br>・被害を最小限に留める | ・危機に関する兆候を積極的に察知<br>・迅速・的確に対処する体制の整備<br>・研修、訓練を通し意識と資質の向上<br>・危機発生時は生徒の安全確保を最優先<br>・迅速で的確に対応し、生徒への影響を考慮 |

**①未然防止**

| マニュアル作成 | 日常の行動 |
|---|---|
| ・最悪のケースを想定<br>・必要な対応、手順を明示<br>・関係機関等の連絡先を明示<br>・関係機関等からの助言 | ・生徒の健康状況の把握<br>・生徒、保護者との信頼関係<br>・健康、安全指導の徹底<br>・各種備品、施設の安全点検<br>・講習、研修、訓練の実施 |
| **自然災害・人災予測** | **生徒指導　他** |
| ・地震、火災、大雨洪水、大雪<br>・授業中、部活動中等の事故<br>・学校行事、校外学習中事故<br>・登下校中事故<br>・不審者、テロ<br>・感染症　等 | 不登校、いじめ、薬物乱用、喧嘩、凶器携帯、窃盗、携帯電話、教職員不祥事、著作権侵害　等 |
| **想定外はない意識付け** | |
| ・常に、本当にこれで大丈夫だろうか意識付け<br>・トラブルが発生決して一人で抱えず相談<br>・悪い情報程早く相談や報告 | |

↓

**②対応**

| | 対策本部設置と役割 |
|---|---|
| 事故発生<br>現場対応<br>報　　告<br>対策本部<br>情報収集<br>対策検討<br>情報提示<br>対策実施<br>継続的対策 | ・救援活動指示<br>・情報収集、整理<br>・外部対応<br>・避難解除<br>・教育活動の再開指示<br>・再発防止対策 |
| | **情報・対策の窓口の一本化　※重大な危機が発生した場合** |
| | ・指揮系統の明確化<br>・情報収集や対応の決定 |

↓

**③再発防止**

## ◆校内事故の緊急基本対応フロー

緊急事態発生

危険な場合は躊躇（ちゅうちょ）なく

救急車出動要請

**近くの教職員**

- 緊急事態発生の通報
- 救護や事故の記録

**発見者か通報を受けた教職員**

- 発生の状況の把握
- 近くの生徒の安全確保
- 協力要請や緊急通報
- 応急処置

※生徒に連絡依頼する場合もある

まず、養護・職員室へ連絡

**教職員**

- 防衛、救護
- 避難、誘導、移動
- 避難場所での安全確保

対応、指示

**管理職**

- 事態の把握と判断
- 対策本部設置（校長が発令）

対応、指示

**養護教諭**

- 負傷者把握
- 応急処置

※状況で他の教員も協力

連絡、報告

連絡、報告

発　令

**避難について**

授業中
移動、点呼＝授業担当教員
誘導、救護＝授業担当以外

休み時間帯等
移動、点呼＝主任
誘導、救護＝他の教員

行　事
移動、点呼、誘導＝主任
誘導、救護＝他の教員

放課後
部活動＝顧問
その他生徒＝在校教職員

**対策本部（校長室）**

- 救援活動指示、情報収集
- 外部対応
- 避難解除、教育活動再開指示
- 再発防止対策

**各要請**

- 救急車：119
- 消　防：119
- 警　察：110

**保護者に連絡**

- 原則ホーム担任
- 言動に配慮
- 来校、来院を要請

## ◆校内事故・事件時の役割分担・留意事項

(1)発見者
①協力者の要請
②救急処置
③発見後の状況把握と報告
（時刻・場所・発生状況・怪我の内容や程度・処置事項等）

(2)救急処置
①救命処置最優先(気道の確保・人工呼吸・心臓マッサージ・止血等)
②ショック予防(体位・保温・安静・『大丈夫だ』と声をかけ安心させる)

(3)救急車の要請・・・原則発見者(以後の対応は教頭)
例：意識不明・呼吸困難・不整脈・多量出血・頭部打撲後の吐き気や痙攣等が起きた場合

(4)救急車の呼び方
①局番なしの１１９番
②『救急です』とはっきり言う
③『私は高知工業高校の〇〇です』
④事故現場の場所を伝える目印をわかりやすく
⑤病気や怪我の様子を伝える『誰が』『いつ』『どこで』『どうなった』を伝える
⑥どんな処置をしたかを報告し、次に何をすればよいかを聞く
⑦救急車を出迎え誘導※懐中電灯携行

(5)救急車への添乗者･････････事故発見者・ホーム担任・養護教諭等
①『生徒理解カード』(生年月日や住所等がわかるもの)、電話代、持参
②重症時は２人以上が付き添う

(6)家庭連絡
①原則としてホーム担任
②強いショックを与えないよう配慮
③来校または来院を要請する(来院時に保険証を持参してもらう)

(7)その他
①渉外は教頭を中心に窓口を一本化
②他の生徒をパニックにさせないよう配慮
③受診後、付添い者は生徒の状況・医師の指示等について速やかに学校に報告
④重大事故では特に正確な記録(発生場所・時刻・事故内容・程度・経過等)

## ◆緊急連絡先

学　　校　　088－831－9171　　高知市桟橋通 2-11-6

緊急電話
高知南警察署　110 番：088-834-0110
高知南消防署　119 番：088-831-1860

緊急電話
医療情報センター：088-825-1299
高知赤十字病院　：088-822-1201
近森病院　　：088-822-5231
須藤歯科医院　　：088-823-4995　学校歯科医
潮江高橋病院　　：088-833-2700　学校医
高知市保健所　　：088-822-0577

高知県教育委員会
教育政策課　（ＴＥＬ)088－821－4731　（ＦＡＸ)088－821－4558
高等学校課　（ＴＥＬ)088－821－4851　（ＦＡＸ)088－821－4547

市町村
高知市役所　　：088-822-8111
高知市防災政策課　　：088-823-9055
高知市教育委員会教育課　　：088-823-9473
高知市南部福祉保健センター　：088-878-9060
潮江公民館　　：088-831-5355
高知市総務課　　：088-823-9411

交通手段
土佐ハイヤー南ノ丸　　：088－832-1313
土佐ハイヤー梅ノ辻　　：088－833-7788

## ◆指揮系統

| 連絡順位 | 役　　職 | 氏　　名 | |
|---|---|---|---|
| | | 全日制 | 定時制 |
| 1 | 校　　長 | 北村　晋助 | |
| 2 | 副 校 長 | 田所　良夫 | |
| 3 | 教　　頭 | 戸田　博万 | 上村　正博 |
| 4 | 事 務 長 | 長岡　さおり | |
| 5 | 教務主任 | 中村　文香 | 岡本　壮史 |
| 6 | 生徒指導主事 | 小野川直人 | 山中　修二 |
| 7 | 総務主任 | 澤田　典良 | 松木　応衛 |
| 8 | 補導専任 | 中川　明彦 | 西尾　光由 |
| | | 岡村　幸文 | |

## ◆勤務時間外防災対応連絡順位

| 連絡順位 | 役　　職 | 氏　　名 | |
|---|---|---|---|
| | | 全日制 | 定時制 |
| 1 | 校　　長 | 北村　晋助 | |
| 2 | 副 校 長 | 田所　良夫 | |
| 3 | 教　　頭 | 戸田　博万 | 上村　正博 |
| 4 | 事 務 長 | 長岡　さおり | |
| 5 | 教務主任 | 中村　文香 | 岡本　壮史 |
| 6 | 生徒指導主事 | 小野川直人 | 山中　修二 |
| 7 | 総務主任 | 澤田　典良 | 松木　応衛 |
| 8 | 学校まで短距離に<br>居住する教職員 | 柴田　　萌<br>小松　博英 | |

## ◆対策本部の設置(対策本部員はその他校長が認めた者)

| 連絡順位 | 役　　職 | 氏　　名 | |
|---|---|---|---|
| | | 全日制 | 定時制 |
| 本 部 長 | 校　　長 | 北村　晋助 | |
| 副本部長 | 副 校 長 | 田所　良夫 | |
| | 教　　頭 | 戸田　博万 | 上村　正博 |
| | 事 務 長 | 長岡　さおり | |
| 対策本部<br>委員 | 安全衛生管理者 | 吉田　大希 | |
| | 教務主任 | 中村　文香 | 岡本　壮史 |
| | 生徒指導主事 | 小野川直人 | 山中　修二 |
| | 総務主任 | 澤田　典良 | 松木　応衛 |
| | 補導専任 | 中川　明彦 | 西尾　光由 |
| | | 岡村　幸文 | |

## ◆緊急時の本部編成・教職員の役割確認

| 対策本部 | | |
|---|---|---|
| 役職名 | 担当 | 役割内容 |
| 本部長 | 校　長 | ・全校避難指示<br>・避難の実施方法決定<br>・負傷者の救護決定<br>・情報収集<br>・地域全体の被害状況把握<br>・教育委員会や外部機関対応<br>・マスコミ対応(本部長)<br>・教職員の役割分担の決定<br>・保護者対応<br>・記録と整理及び報告<br>・今後の対応方針決定 |
| 副本部長 | 副校長<br>教　頭<br>事務長 | |
| 対策委員 | 安全衛生管理者<br>生徒指導主事<br>教務主任<br>総務主任 | |

## ◆自然災害

| 役職名 | 担当 | 役割内容 |
|---|---|---|
| 生徒対応 | 授業担当教員<br>ホーム担任 | ・被害状況の状況把握<br>・その場を離れない<br>・生徒の安全確保<br>・生徒の負傷確認、不安の払拭<br>・避難時の安全性確認<br>・的確な避難誘導指示<br>・二次災害防止活動 |
| 避難誘導 | 授業外教職員 | ・避難経路の安全性把握<br>・避難場所の安全性把握<br>・校舎の被害状況把握<br>・避難経路確保と誘導<br>・要救助者の確認<br>・負傷者の応急手当<br>・二次災害防止活動 |
| 安否確認 | 学校安全担当<br>各工業科科長<br>普通科連絡調整係 | ・校舎内残留生徒の確認<br>・校内施設残留生徒の確認<br>・教職員の被害把握<br>・生徒の被害把握 |
| 救　　護 | 生徒支援部<br>ホーム副担任 | ・負傷者の状況確認<br>・負傷者の救出 |
| 救急医療 | 養護教諭<br>生徒支援部 | ・負傷者への応急手当<br>(負傷の程度を本部に連絡)<br>・救急車の同乗<br>(原則ホーム担当) |
| 保護者対応 | 副本部長<br>ホーム担任 | ・生徒の校舎外避難後の対応<br>・保護者との連絡方法<br>・連絡が取れない場合の下校方法 |

## ◆不審者対応

| 役職名 | 担当 | 役割内容 |
|---|---|---|
| 不審者対応 | 生徒支援部 | ・複数で現場に向かい即時対応<br>・生徒の安全確保<br>・可能な場合行為の静止 |
| 生徒対応 | 授業教職員 | ・その場を離れない<br>・不審者の対応<br>・生徒の安全確保<br>・他の教職員への通報<br>・避難指示<br>・生徒の不安払拭 |
| 避難誘導 | 授業外教職員 | ・安全経路へ避難誘導<br>・的確な指示<br>・被害の拡大防止 |
| 安否確認 | ホーム担任<br>学年主任 | ・校舎内の残留生徒の確認<br>・要救護者の確認<br>・教職員、生徒の被害の把握 |
| 救急医療 | 生徒支援部<br>養護教諭 | ・負傷者の応急手当<br>・負傷の程度を本部に連絡<br>・救急車の同乗(各ホーム担当) |
| 保護者対応 | 副本部長<br>ホーム担任 | ・生徒の校舎外避難後の対応<br>・保護者との連絡方法<br>・連絡が取れない場合の下校方法 |

## ◆健康被害

| 役職名 | 担当 | 役割内容 |
|---|---|---|
| 救急医療 | 養護教諭<br>生徒支援部 | ・生徒の健康観察<br>・保健室来室状況把握<br>・来室理由把握<br>・欠席状況と推移の把握<br>・医療機関と連携、連絡<br>・患者の応急手当<br>・対策本部と連携<br>・情報収集 |
| 環境衛生 | 養護教諭<br>学校薬剤師<br>衛生委員会 | ・臨時の環境衛生検査の実施と協力<br>(飲料水、トイレ、手洗い場、給水施設等) |
| 保護者対応 | 副本部長<br>ホーム担任<br>ホーム副担任 | ・ＰＴＡ役員会、保護者説明会の開催<br>・症状のある生徒への対応<br>・症状のない生徒への対応 |

# 災害発生
# １.災害発生時

p.14：本校周辺における大規模地震の基礎知識
p.15：大規模地震の安全確保
p.16：授業中の大規模地震の緊急対応フロー(一次避難まで)
p.17：大規模災害における緊急対応(校外活動時)
p.18：大規模災害における緊急対応(登下校時)のフロー
p.19：大規模災害における緊急対応(校外活動時)のフロー

## ◆本校周辺における大規模地震の基礎知識

学校の立地条件

標　　高　　：　約０.５～１ｍ
海岸からの距離　：　約１㎞
校　　舎　　：　４階１０ｍ
屋　　上　　：　１４ｍ

## ◆災害予想※想定なのでこの数値より大きく、被害が大きくなることも想像すること

震　　度　　：７以上
地震継続時間　　：2.5～３分
津波による浸水　：３～５ｍ
津波到達時間　　：４０分　※３０㎝の浸水で避難困難

学校周辺地域は液状化の危険性が大いにある。

## ◆校内避難場所

・原則１・２号館の４階が避難先
・避難の際、２階以上の渡り廊下は使用しない

避難が困難な場合

・最寄りの校舎の最上階
・体育館２階

## ◆備蓄品保管場所

・１号館４Ｆ　塔屋
・２号館４Ｆ　ＣＡＤ準備室
・体育館３Ｆ　東側
・体育館３Ｆ　ステージ側

## ◆大規模地震の安全確保

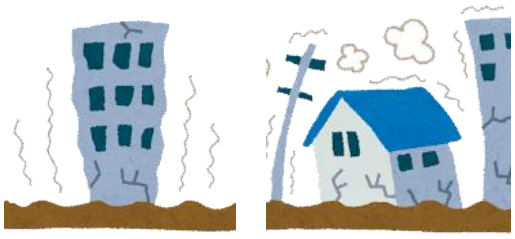

### 安全確保の基本

| 授業中の対応 | 休み時間、放課後等の対応 |
|---|---|
| ・近くの窓、壁と反対側に頭を向けさせる<br>・机の下に潜らせ、机の脚をしっかりもたせる<br>・教職員は冷静に的確な指示を与える<br>・安心させるような声かけを続ける<br>・火を消す。ガスの元栓を閉める<br>・電気器具のコンセントを抜く | ・教職員が居なくても生徒自らが助け合い、安全確保出来るよう日頃から指導しておく<br>・揺れが終息し安全が確保された後、教職員は生徒のもとへ急行、安否確認、避難行動準備 |

### 場所別の初期行動

| 場　所 | 具体的な行動 |
|---|---|
| 教　室 | 近くの窓、壁と反対側に頭を向ける<br>机の下に潜らせ、机の脚をしっかりもつ |
| 特別室 | 危険物から離れる<br>（機械、実験器具、棚、工具、テレビ等） |
| 体育館 | 体育器具や窓ガラスから離れ、中央部に集まる<br>頭部保護、低姿勢の維持 |
| 階段や廊下 | 窓ガラス、蛍光灯の落下を避け、中央部で低姿勢の維持<br>近くの教室の机の下に潜る |
| トイレ | ドアを開け、頭部を保護して動かずにいる |
| 運動場・校舎外 | 校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、<br>フェンスや体育器具等崩壊の危険性のあるものから離れる<br>姿勢を低くする |

## ◆授業中の大規模地震の緊急対応フロー(一次避難まで)

**地震発生**

・窓やロッカー等から離れ、机の下に潜る
・落下物から身を守るよう頭部保護、低い姿勢を取る
・火気を使用中の場合、直ちに消火、ガスの元栓を閉める
・電気器具のコンセントを抜く
・出入り口を開放し、避難口の確保

**管理職**

・状況を正確に把握
・負傷者の救護方法を決定
・避難の方法を決定

**授業担当外教員**

分担して各教室に急行
各教室の現状の確認

避難経路の安全確認
避難場所の安全確認
校舎被害状況を確認
管理職に報告

負傷者がいる場合
養護教諭と連携し応急処置

**授業担当教員、生徒**

・生徒の動揺を抑える
・負傷者の有無
・負傷の程度
・避難時の安全を確認
・懐中電灯の準備

※避難経路の確認等があるので原則避難指示があるまで待機

揺れがおさまり避難経路・避難場所の安全が確認できた後、教職員や生徒に校内放送等確実な伝達方法により避難の指示

・校内放送が使用出来ない場合、確実な伝達方法により各教室等に避難指示

・逃げ遅れが居ないか確認。

・指示に従い、避難開始
・避難時落ち着いて行動

一次避難場所：原則１・２号館４階(津波被害の対策や備蓄庫があるので)
避難困難な場合は最寄りの最上階か体育館

※避難の際、各棟を繋ぐ渡り廊下は原則利用しない

・名簿で生徒数確認、報告
・負傷者の状況確認、報告
・ホーム担任に引き渡す

・名簿で教員数確認、報告
・負傷者の状況確認
・教員とクラスの集計をそれぞれ分ける

・避難報告受領
・対策本部設置

・ホーム担任は、できるだけ生徒のそばを離れず、動揺を抑え、安全を確保しながら指示
・管理職は、生徒や教職員の負傷の程度に応じ救急車を要請、教職員による救護班を組織し対応を指示
・教育委員会等関係機関に学校の状況を報告、必要があれば支援要請
・生徒や教職員が負傷した場合、保護者や家庭に連絡(連絡不能の事態もある)
・施設設備の点検、安全確認、必要に応じ、立ち入り禁止措置と事後の対応
・被災状況等を関係機関や地域の情報から正確に把握
・通学路の安全確認や交通機関の運行状況を確認
・生徒を下校させる場合、保護者との連絡が取れるまで学校に待機

## ◆大規模災害における緊急対応(校外活動時・在宅時)

| 予想される状況 |
| --- |
| ・強い揺れの際は立つこと、歩行も困難<br>・建物や電柱等の倒壊で電線の破断<br>・瓦や外壁や看板の落下や窓ガラス飛散<br>・塀や石垣や自動販売機等の倒壊<br>・液状化で泥水や砂の噴出<br>・液状化で建造物の傾斜や道路の陥没<br>・傾斜地は、山崩れ・崖崩れが発生<br>・海岸部は、津波の危険性<br>・道路の地割れ<br>・プロパンガスの漏洩 |

## ◆緊急時の情報収集方法

| 緊急時の情報収集方法 |
| --- |
| 被害の状況や生活に関連する情報を正確に入手できる手段が大切<br><br>災害時に必要な情報源(自分にあった情報の入手方法を選んで用意)<br>・テレビ<br>・ラジオ<br>・スマートフォン<br>・地域の防災無線<br>・県や市町村の広報　など<br><br>※誤った情報や出所の分からない情報に惑わされないように注意 |

## ◆災害時に必要な情報

| 緊急時の情報収集内容 |
| --- |
| ○各地の被害の状況<br>○被害の予想<br>○交通手段・電気・水道・ガスなどの復旧の状況<br>○気象庁が発表する警報や注意報、気象情報 |

※ただし避難行動に関しては、**特に津波の危険性が高い大地震の場合**など、
情報を待たずにまず安全な高台へ！空振り OK、見逃し NG

## ◆安否情報や集合(避難)場所などの確認

災害時は携帯電話がつながりにくく安否確認や避難場所の確認に時間を有する

①：すぐーる
②：緊急連絡網
③：災害用伝言ダイヤルを利用

※生徒個々の避難場所については生徒理解カードに記載
　避難用持出袋にて管理(職員室入口棚に常備)

## ◆大規模災害における緊急対応(登下校時の対応)のフロー

地震発生

安全確保
※周りの状況を把握し、先ずは身の安全を守る

揺れが終息

### 校内教員と校内残留生徒

一次避難
・原則各棟４階か体育館へ避難
・棟を繋ぐ渡り廊下は使用しない。

避難先で安否確認
・生徒の動揺を抑える
・負傷者の有無と負傷の程度
・避難時の安全を確認

一次避難先で安否確認がとれたら
・ホーム担任は教頭に必ず連絡
□：生徒の状況
□：避難場所
□：登下校中生徒の安否確認

生徒の保護の維持
対策本部の避難後の対応決定まで待機

### 生徒(合流途中)

#### 交通機関以外

一番近い場所へ避難
・自宅
・学校
・付近の避難場所

#### 交通機関利用

関係機関職員の指示に従い
安全な場所に避難

避難先で安全確認がとれたら
・ホーム担任か学校に必ず連絡
□：状況
□：避難場所
※災害用伝言ダイヤルの利用も選択肢に入れる

ホーム担任か引率教員から
家庭への確実な引き渡し方法の連絡があるまで原則待機
※成人生徒は安否確認後、解散

## ◆大規模災害における緊急対応(校外活動時の対応)のフロー

地震発生

安全確保
※周りの状況を把握し、先ずは身の安全を守る

揺れが終息

### 引率教員と同行生徒

安否確認
・生徒の動揺を抑える
・負傷者の有無
・負傷の程度
・避難時の安全を確認

一番近くの避難場所へ避難

一次避難先で安否確認がとれたら
・ホーム担任は教頭に必ず連絡
□：生徒状況
□：避難場所
□：登下校中生徒の安否確認

生徒の保護の維持
対策本部の避難後の対応決定まで待機

### 生徒(合流途中)

#### 交通機関以外

一番近い場所へ避難
・自宅
・学校
・付近の避難場所

#### 交通機関利用

関係機関職員の指示に従い
安全な場所に避難

避難先で安全確認がとれたら
・ホーム担任か学校に必ず連絡
□：状況
□：避難場所
※災害用伝言ダイヤルの利用も選択肢に入れる

ホーム担任か引率教員から
家庭への確実な引き渡し方法の連絡があるまで原則待機
※成人生徒は安否確認後、解散

# 災害発生
# 2.災害発生後

p.21：授業再開に向けての手順

p.22：休日・夜間の震災時における参集体制

p.23：災害後教職員の動員計画の対応フロー

p.24：生徒引渡し連絡カード

p.25：避難所としての学校の対応

p.26：保護者との連絡と引き渡しについての対応フロー

## ◆授業再開に向けての手順

| | |
|---|---|
| 教職員参集 | ・教職員やその家族の安否確認<br>・教職員の住居の被災状況確認<br>・住居の安全を確保した後、直ちに学校に集合<br>・学校防災本部の設置<br>・状況に応じ、臨時休校の措置<br>・教育委員会や保護者に連絡 |

| | |
|---|---|
| 災害状況 | 生徒地域<br>・生徒や保護者の安否確認<br>・生徒動向把握(避難先等)<br>・生徒の心理面への影響確認<br>・生徒の住居の被災状況確認<br>・地域の被害状況の確認 |
| | 校舎<br>・目視点検で校舎等の被害状況確認<br>・ライフライン、電話の被害状況確認 |

| | |
|---|---|
| 授業再開<br>事前準備 | ・校舎の被害に対する応急措置<br>・校舎等の安全点検、危険度の判定調査<br>・ライフライン、仮設トイレの確保<br>・通学路の安全点検<br>・教室確保(施設借用、仮設教室設置)<br>・避難移住生徒の修学手続きの臨時措置<br>・学用品、救援物資等の受入れ<br>・避難所の運営 |

| | |
|---|---|
| 授業再開準備 | ・校舎施設、設備の復旧<br>・仮設教室の建設<br>・教科書確保<br>・生徒の学力補充と心のケア対策<br>・教職員配置、教職員不足の場合への対応<br>・授業形態の工夫<br>・再開時の保護者への連絡 |

| | |
|---|---|
| 生徒訪問<br>臨時登校 | ・避難移動した生徒の訪問<br>・生徒の確認と学級編成<br>・心理面の安定確保<br>・具体的な被害状況確認(学用品等)<br>・通学の安全指導、臨時登校 |

授業再開

## ◆休日・夜間の震災時における参集体制

**津波警報が発表**

第１配置：警戒態勢

・校長　・副校長　・教頭　・事務長

**高知県中部に震度４の地震発生または津波警報が発表**

第２配置：必要に応じ、災害対策本部設置

・対策本部員　・勤務時間外の場合近隣に住む教職員

**高知県中部に震度５弱以上の地震発生または津波警報が発表**

第３配置：対策本部設置

・対策本部員　・勤務時間外の場合近隣に住む教職員

教職員安否確認実施（教頭）　①すぐーる　②教職員用連絡網

| 対策本部 | | |
|---|---|---|
| 役職名 | 担当 | 役割内容 |
| 本部長 | 校　長 | ・全校避難指示<br>・避難の実施方法決定<br>・負傷者の救護決定<br>・情報収集<br>・地域全体の被害状況把握<br>・教育委員会や外部機関対応<br>・マスコミ対応(本部長)<br>・教職員の役割分担の決定<br>・保護者対応<br>・記録と整理及び報告<br>・今後の対応方針決定 |
| 副本部長 | 副校長<br>教　頭<br>事務長 | |
| 対策委員 | 安全衛生管理者<br>生徒指導主事<br>教務主任<br>総務主任 | |

## ◆災害後教職員の動員計画の対応

本 部 長
副本部長
情報班長
― 対策本部設置・初期対応・情報収集　等

教 職 員

**勤務時間内**

①即座に配置

②対策本部設置

③初期対応緊急発令

**出張等**

①直ちに帰校
②配備につく

※帰校が不可能な場合
①本部長
②副本部長に連絡し待機
③帰校可能になれば帰校

**勤務時間外・休日**

①自宅と家族の安全を確認
②直ちに出勤し配備。
③対策本部設置。
④初期対応の緊急発令

※出勤が不可能な場合
①本部長または副本部長に
　連絡し待機
②出勤可能になれば出勤

| 配備体制 | 配備基準 | 参集体制 |
|---|---|---|
| 第１配備<br>警戒態勢 | 津波注意報が発表 | 全日制・定時制の管理職 |
| 第２配備<br>必要に応じ<br>対策本部設置 | 震度４の地震が<br>高知県中部で発生 | 全日制・定時制の管理職<br>全日制・定時制の近距離通勤者 |
| | 津波警報が発表 | |
| 第３配備<br>対策本部設置 | 震度５弱の地震が<br>高知県中部で発生 | 上記の教職員に加え全日制・定時制の<br>・運営委員<br>・各工業科科長<br>・各ホーム担任<br>・養護教諭<br>・補導専任<br>・学年主任<br>・保健主事<br>・特別支援教育学校コーディネーター |
| | 震度５強の地震が<br>高知県中部で発生 | 全教職員 |
| | 大津波警報が発表 | 全教職員 |

## ◆生徒引渡し連絡カード(20 歳未満生徒用)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 生徒氏名 | （　　歳） | 学年・組 | 年　　組 |
| 緊急時連絡先 | （　　） | | |
| 引取者氏名 | | 生徒との関係 | |
| 避難場所 | | | |
| 引渡日時 | 月　　日　（　　）　　時　　分 | | |
| 対応教職員名 | | | |

注意事項

・原則、20 歳未満生徒は保護者か引取り者が居ないと引渡し不可
・提出時に中身を確認後提出が認められたら 2 次避難先に避難可
・対応教職員は記入された生徒引渡し連絡カードを対策委員か管理職に提出

## ◆生徒引渡し連絡カード(20 歳以上生徒用)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 生徒氏名 | （　　歳） | 学年・組 | 年　　組 |
| 緊急時連絡先 | （　　） | | |
| 避難場所 | | | |
| 提出日時 | 月　　日　（　　）　　時　　分 | | |
| 対応教職員名 | | | |

注意事項

・20 歳以上生徒は自身で家族等の居る避難場所に向かえるが、必ずカードに記入して提出
・提出時に中身を確認後提出が認められたら 2 次避難先に避難可
・対応教職員は記入された生徒引渡し連絡カードを対策委員か管理職に提出

## ◆災害発生後の避難所としての学校の対応

| 学校防災本部設置(本部は校長室) |
|---|
| ・学校医、地域の医師会と連携<br>・ボランティアの受け入れ準備<br>・避難所支援の構成人数と役割分担の決定<br>・自主防災組織や防災担当部署職員との協力体制確立 |

| 各対応一覧 | | |
|---|---|---|
| 各対応 | 公務分掌 | 内容 |
| 施設等開放区域明示 | 教務部<br>生徒支援部 | ・開放、立入禁止区域の明示<br>・緊急車両の発着場確保<br>・高齢者や障がい者への優先的配慮 |
| 避難者誘導 | 進路指導部 | ・避難所使用のマナー<br>・担当者による誘導<br>・一般的注意の徹底<br>※避難者の自家用車の乗入れは原則禁止 |
| 救援物資調達配給 | 教務部 | ・配給時トラブルの回避<br>・食事、救援物資の配給経路の把握<br>※高齢者、障がい者、非常持出品の無い家庭を優先 |
| 衛生環境整備 | 養護教諭<br>生徒支援部 | ・仮設トイレの設置<br>・ゴミの収集場所の管理<br>・食中毒や伝染病等衛生面への配慮 |
| 仮設テント設置 | 生徒支援部 | ・緊急車両の進入の妨げとならない場所に設置 |
| 避難所運営組織づくり支援 | 総務部 | ・学校防災本部長、副部長との連携<br>・避難生活の基本的ルールについての助言 |
| ボランティア受け入れ | 進路指導部 | ・ボランティアコーディネーターに協力依頼<br>・活動拠点の設置<br>・災害ボランティアセンターとの連携 |
| 炊き出し協力 | 生徒支援部 | ・使用可能な調理室(食堂)の提供<br>・献立、衛生管理等についての助言 |
| 避難者の名簿作成 | 総務部 | ・原則、入所時に記入<br>(氏名・性別・年齢・住所・携帯番号等)<br>・名簿の作成と更新 |
| 自主防災組織への移行 | | ・避難所運営が避難住民の自治組織に移行。<br>・以降教職員は側面から支援 |

## ◆災害発生後の保護者との連絡と引き渡しについての対応フロー

**被害状況把握・学校周辺の状況把握**

・施設の被害状況調査
・危険箇所の立ち入り禁止表示
・学校周辺の道路状況調査
・交通機関等の状況把握

**下校等の判断基準**

・原則一人で下校させない。（未成年生徒）

・津波警報発令の場合、解除されるまで待機

**津波警報発令・津波発生の場合**

・発生後は少なくとも８時間は引き渡さない
・津波警報解除後に引き渡し開始

**保護者への連絡**

・災害伝言ダイヤル「１７１」の利用
・「すぐーる」の利用
※緊急連絡カードは、持出袋で保管

**引き渡しの実施（未成年生徒）**

・引き渡しカードに保護者、教職員双方の署名
・連絡がとれない場合、生徒は引き続き待機

**下校の実施（成人生徒）**

・引き渡しカードに自身、教職員双方の署名
・記載後、下校

**引き渡し方法の手順**

①：生徒は校内の避難先で待機。保護者との引き取り場所。

②：保護者はホーム担任等に名前を告げて、緊急連絡カード、引き渡し調査表で確認。

※負傷している生徒については養護教諭から状態について説明を受け、引き取り開始。

③：保護者は生徒引き渡しカードに必要事項の記入。引き渡す教職員も確認署名。

※引き渡し後の滞在場所を必ず記載。教職員が把握する為に必須事項。

# 火災

## p .28：火災時の緊急対応フロー

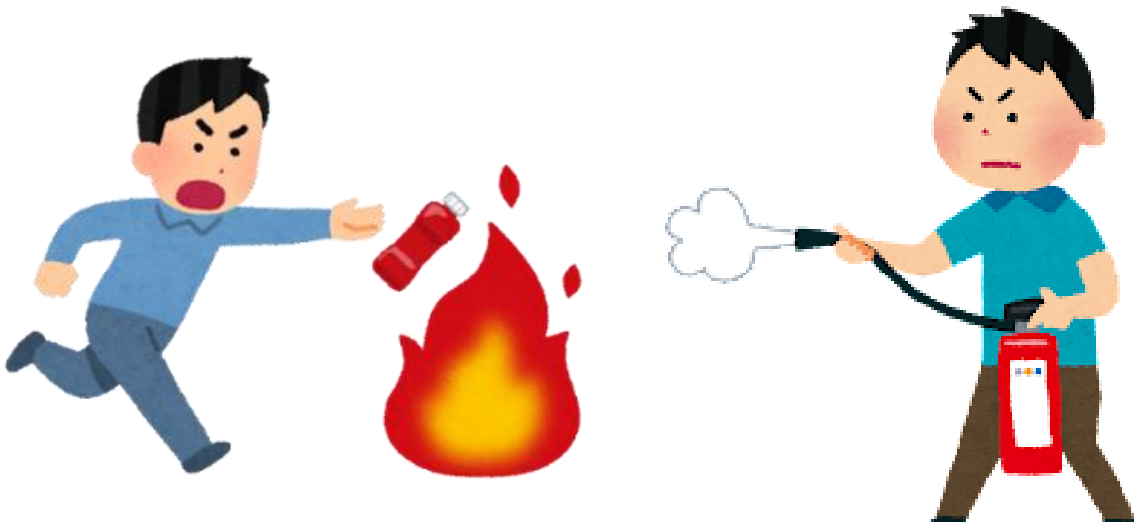

## ◆火災時の緊急対応フロー

**火災発生**

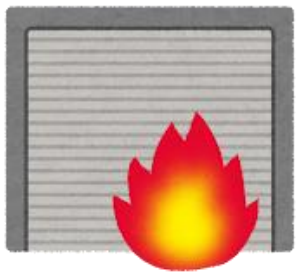

**発見者**

・発生の事態や状況の把握
・近くの生徒の安全確保
・大声で通報、火災報知器利用

**消防署通報：119 番**

・火事です
・高知工業高校の住所
・出火場所(棟名や方角)
・現在初期消火中です(消火不可能)
・負傷者数
・通報者名(連絡のとれる電話番号も)

**消防通報**

**報知器で急行した教職員**

・管理職へ報告
・緊急事態発生の通報
・校内放送で状況周知

**初期消火活動**

**消火不可能**

**初期消火の教職員避難**

**鎮火**

**管理職に報告**

**管理職**
**消防署への事後報告**

**緊急避難命令**

・出火場所
・避難先指示
　晴天時はグラウンド
　雨天時は体育館

**生徒・教職員避難**

移動：授業中は授業担当、休み時間はホーム担任が直行
救護：養護教諭を中心に複数の教職員で対応
誘導：その他教員で対応

**避難時の注意**

・姿勢を低く、ハンカチやタオルを口と鼻に当て、煙を吸わない工夫
・一度避難したら再び中に戻らない

**避難場所で安否確認**

・生徒と教員点呼、負傷者確認→教頭に報告
・生徒の動揺を抑え、対策本部の指示を待つ
・負傷者がいる場合、応急処置
・消防到着後は消防署の指示に従う

**対策本部設置**

・組織的対応の体制
・対応指示
・自らも避難
・安全確認後連絡報告

# 健康被害

p.30：健康被害の予防

p.31：感染症聞き取りカード

p.32：学校感染症一覧表

p.33：アレルギー反応による緊急時の対応

p.34：エピペンの使用方法

p.35：心肺蘇生法

p.36：感染症等の発生時における時間外緊急連絡の体制

## ◆健康被害の予防

| 食中毒 | 感染症(一種～三種) |
|---|---|
| ・手洗い、調理道具の洗浄の徹底<br>・学校行事での調理、配膳、配送を的確に実施<br>・野外活動での調理、配膳、配送を的確に実施 | ・日常的な健康観察の継続<br>・定期健康診断の受診<br>・基本的感染対策の徹底(手洗い・換気)<br>・流行時期前の予防接種(任意)<br>・有症時には早期受診<br>・自身の発症が集団感染になる可能性を自覚 |

## ◆校内であった場合の対応フロー

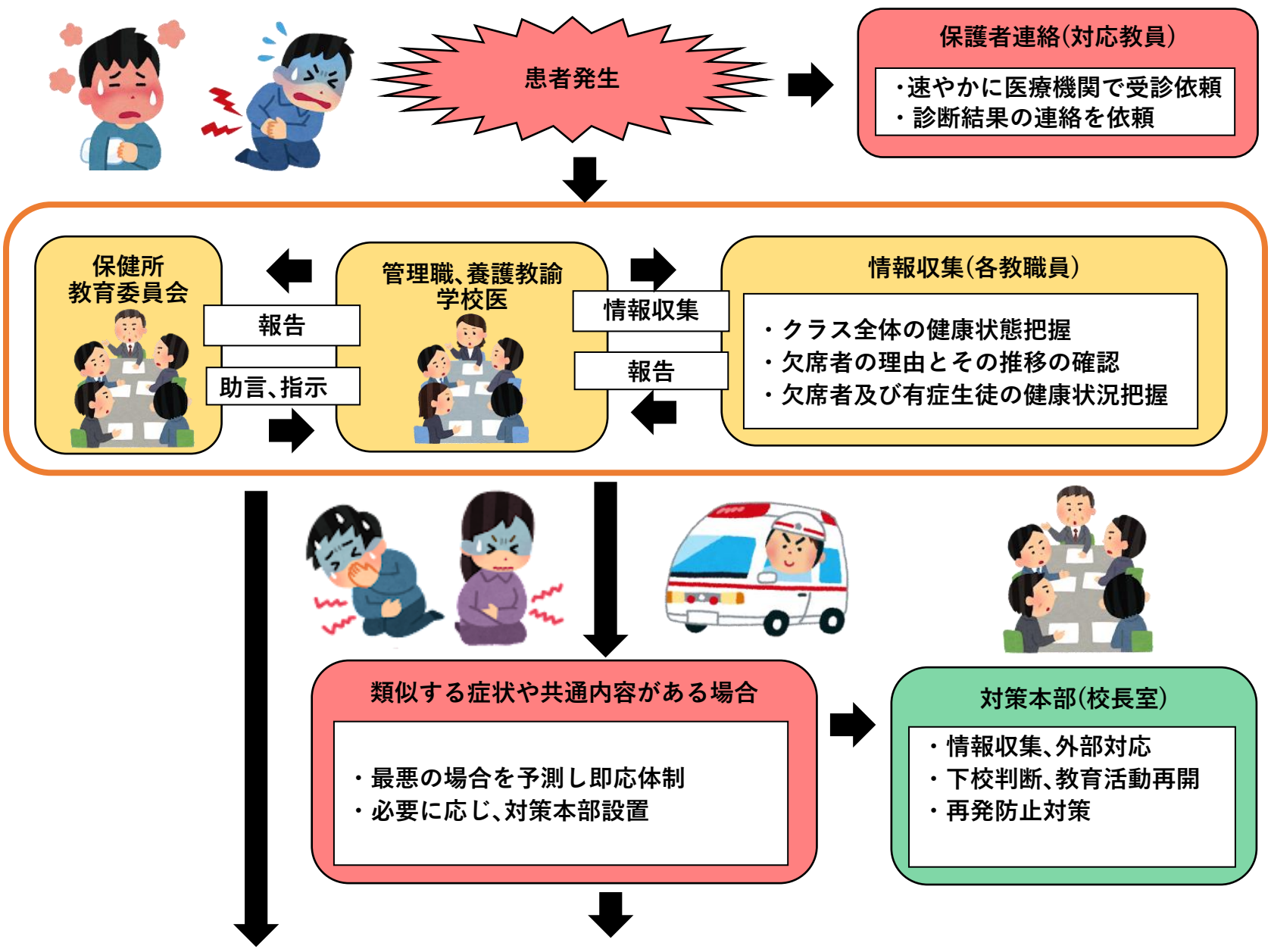


| 事後対応 | |
|---|---|
| 発生後対応 | ・重傷であった生徒は登校後も健康状態に留意<br>・発生原因は関係機関と連携して究明<br>・除去や再発防止に努める |
| 生徒対応 | ・入院や欠席生徒への訪問、容態の確認<br>・必要に応じ、カウンセリング等の支援 |
| 保護者対応 | ・必要に応じ、説明会を設け、事実を説明<br>・生徒の健康調査や臨時の健康診断について協力を依頼 |
| 感染予防 | ・疾病の知識、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導 |

# 感染症聞き取りカード

年　　キ・テ・ト・ケ・テ専・ケ専　　氏名：

聞き取り日：令和　　年　　月　　日（　　）

感染症：□新型コロナウイルス感染症　□インフルエンザ　□百日咳　□麻しん（はしか）
□流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）　□風しん　□水痘（みずぼうそう）
□咽頭結膜熱（プール熱）　□結核　□髄膜炎菌性髄膜炎

診断日：令和　　年　　月　　日（　　）
発症日（発熱等）：令和　　年　　月　　日（　　）

※5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

基礎疾患がある生徒について、主治医の見解のもと登校すべきでないと判断された場合は保健室（養護教諭）にお知らせください。

【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準】

| 分類 | 感染症名 | 出席停止の期間の基準 |
|---|---|---|
| 第二種 | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで |
| | インフルエンザ | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は、<br>５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻しん（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎<br>（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を<br>経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発しんが消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発しんが痂皮化（かさぶたのような状態）するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後２日を経過するまで |
| | 結核 | 学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | |

※その他の感染症（条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症）
（例）溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、
ウイルス性肝炎、流行性嘔吐下痢症（ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルス）など

【学校において予防すべき感染症】

学校保健安全法第 19 条および、学校保健安全法施行規則第 18・19 条において、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準が以下の表のとおりに定められています。

| 分類 | 感染症の種類 | 出席停止期間の基準等 |
|---|---|---|
| 第一種 | エボラ出血熱<br>クリミア・コンゴ出血熱<br>重症急性呼吸器症候群(SARS)<br>中東呼吸器症候群(MERS)痘そう<br>南米出血熱<br>ペスト<br>マールブルグ病<br>ラッサ熱<br>急性灰白髄炎(ポリオ)<br>ジフテリア<br>特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第二種 | 新型コロナウイルス感染症 | 発生した後５日を経過し、<br>かつ、解熱した後１日を経過するまで |
| | インフルエンザ<br>(特定鳥インフルエンザを除く) | 発症した後５日を経過し、<br>かつ、症状が軽快した後２日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は<br>５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻しん(はしか) | 解熱した後３日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、<br>かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発しんが消失するまで |
| | 水痘(水ぼうそう) | 全ての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後２日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において<br>感染のおそれがないと認めるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において<br>感染のおそれがないと認めるまで |
| 第三種 | コレラ<br>細菌性赤痢<br>腸管出血性大腸菌感染症<br>腸チフス<br>パラチフス<br>流行性角結膜炎<br>急性出血性結膜炎<br>その他の感染症(感染性胃腸炎など) | 病状により学校医その他の医師において<br>感染のおそれがないと認めるまで |

※出席停止の期間は上記のとおりですが、医師から具体的な指示があればその指示に従ってください。
※第一種…感染症法によるもの
第二種…空気感染または飛沫感染するもので、学校において流行を広げる可能性の高い感染症
第三種…学校において流行を広げる可能性がある感染症。「その他の感染症」は、感染拡大を防ぐため必要があるときに限り緊急的に措置を取ることができる。

## ◆アレルギー反応による緊急時の対応

発見者＝観察者
- 子供から離れず観察
- 助けを呼ぶ
- 緊急性の判断
- エピペン®、ＡＥＤを指示

**アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）**

**原因食物を食べた（可能性を含む）**

**原因食物に触れた（可能性を含む）**

**呼びかけに反応がなく、呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う**

**＜緊急性が高いアレルギー症状＞**

**全身の症状**
- □ ぐったり
- □ 意識もうろう
- □ 尿や便を漏らす
- □ 脈が触れにくい
- □ 唇や爪が青白い

**呼吸器の症状**
- □ のどや胸が締め付けられる
- □ 声がかすれる
- □ 犬が吠えるようなせき
- □ 息がしにくい
- □ 持続する強いせき込み
- □ ぜーぜーする呼吸

（ぜん息発作と区別できない場合を含む）

**消化器の症状**
- □ 我慢できない腹痛
- □ 繰り返し吐き続ける

**一つでもあれば**

**緊急性が高いアレルギー症状があるか、５分以内に判断**

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用　　文部科学省 ・（公財）日本学校保健会

## 緊急性が高いアレルギー症状への対応

**チームワークが大切**

- **救急車を要請（１１９番通報）**
- **ただちにエピペン®を使用**
- **反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う ➡ AEDの使用**
- **その場で安静にする　立たせたり、歩かせたりしない！**

＜安静を保つ体位＞

**ぐったり、意識もうろうの場合**

血圧が低下している可能性があるため、あお向けで足を15～30㎝高くする

**吐き気、おう吐がある場合**

おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

**呼吸が苦しくあお向けになれない場合**

呼吸を楽にするため、上半身を起こし後によりかからせる

- **その場で救急隊を待つ**

文部科学省 ・（公財）日本学校保健会

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

## ◆エピペンの使用方法

### ① ケースから取り出す

ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

### ② しっかり握る

オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ

**“グー”で握る！**

### ③ 安全キャップを外す

青い安全キャップをはずす

### ④ 太ももの外側に注射する

太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、”カチッ”と音が するまで強く押しあて、そのまま五つ数える

**注射した後すぐに抜かない！**
**押しつけたまま五つ数える！**

### ⑤ 確認する

エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

**伸びていない場合は「④に戻る」**

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくるところです。**絶対に指や手等で触れたり、押したりしないでください。**

文部科学省 ・（公財）日本学校保健会
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

## エピペン®の使い方

### 介助者がいる場合

介助者は、子供の<u>太ももの付け根と膝を</u> <u>しっかり押さえ</u>、動かないように固定する

**服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何もないことを確認しましょう。**

### 注射する部位

- 衣類の上から、打つことができる
- 太ももを三等分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

あお向けの場合

座位の場合

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用　　文部科学省 ・（公財）日本学校保健会

## ◆心肺蘇生法

**◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！**
**◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける**

**①反応の確認**
肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

**②通報**
119番通報とAEDの手配を頼む

**③呼吸の確認**
10 秒以内で胸とお腹の動きを見る

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

**④必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！**
30:2
ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う

**⑤AEDのメッセージに従う**
電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

【胸骨圧迫のポイント】

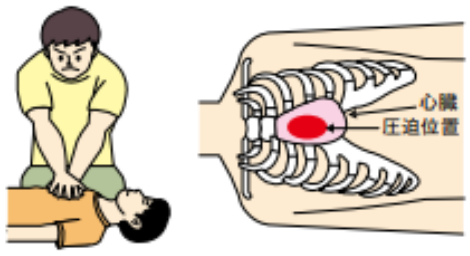


◎強く（胸の厚さの約1/3）
◎速く（100～120回/分）
◎絶え間なく（中断を最小限にする）
◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

【人工呼吸のポイント】
息を吹きこむ際
◎約1秒かけて
◎胸の上がりが見える程度

【AED 装着のポイント】
◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

【心電図解析のポイント】
◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

【ショックのポイント】
◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

## ◆感染症等の発生時における時間外緊急連絡の体制

①各福祉保健所に電話をかけると、留守番電話で高知県庁代表番号(088-823-1111)を案内される。

②高知県庁に電話をかけると、守衛が緊急連絡網の電話番号を持っており、主管課の課長へ連絡。

③課長から担当チーフ、管轄の福祉保健所等へ連絡し対応。

## ◆各連絡先一覧

| 保健所 | | | |
|---|---|---|---|
| 名称 | 住所 | 電話番号 | ＦＡＸ |
| 安芸保健所 | 安芸市矢ノ丸１－４－36 | 0887-34-3175 | 0887-34-3170 |
| 中央東保健所 | 香美市土佐山田町山田 1128－１ | 0887-53-3171 | 0887-52-4561 |
| 中央西保健所 | 高岡郡佐川町甲 1243－４ | 0889-22-1240 | 0889-22-9031 |
| 須崎保健所 | 須崎市東古市町６－26 | 0889-42-1875 | 0889-42-8924 |
| 幡多保健所 | 四万十市中村山手通 19 | 0880-35-5979 | 0880-35-5980 |

| 家畜保健衛生所等 | | | |
|---|---|---|---|
| 名称 | 住所 | 電話 | ＦＡＸ |
| 中央家畜保健衛生所 | 土佐市高岡町乙 3229 | 088-852-7730 | 088-852-7733 |
| （田野支所） | 安芸郡田野町 903－８ | 0887-38-2543 | 0887-38-4152 |
| （香長支所） | 香美市土佐山田町加茂 777 | 0887-52-3069 | 0887-53-1359 |
| （嶺北支所） | 土佐郡土佐町田井 1370－７ | 0887-82-0054 | 0887-82-0094 |
| 西部家畜保健衛生所 | 四万十市具同 5208 | 0880-37-2148 | 0880-37-5326 |
| （高南支所） | 高岡郡四万十市榊山町２－12 | 0880-22-1124 | 0880-22-4440 |
| （檮原支所） | 高岡郡檮原町檮原 1629 | 0889-65-0392 | 0889-65-1241 |
| 畜産振興課 | 高知市丸ノ内一丁目７番 52 号 | 088-821-4551 | 088-821-4578 |
| 鳥獣対策課 | 高知市丸ノ内一丁目２番 20 号 | 088-823-9039 | 088-823-9526 |

※家畜保健衛生所…家禽(鶏・アヒル・鴨　等の家畜)や愛玩鳥の異常
※鳥獣対策課…死亡野鳥

# 事故・事件

p .38：交通事故発生時の対応フロー

p .39：部活動時における事故防止

p .40：校内及び校舎入口等の日常防犯管理

p .41：学校に不審者が来た場合の対応フロー

p .42：本校特定で犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー

## ◆交通事故発生時の対応フロー

**緊急事態発生**

**電話等での聴き取り**

連絡者を落ち着かせながら、下記の事項を聴き取る。
聴き取り内容は、復唱しながら確認し、必ずメモを取る。

聞き取り項目
- □生徒と相手方の被害程度
- □事故の発生場所、発生時刻
- □事故の状況(概要)
- □加害、被害の判別
- □救急車の手配状況、搬送先
- □110 番通報の有無

**管理職へ報告**

**各対応 ※必ず複数の教職員で対応**

**現場急行**

※付添者、連絡者、現場対応者

**救急手配済で搬送未了の場合**

- 付添者は救急車に同乗
- 同乗不可の場合、搬送先を確認

**救急搬送済**

- 搬送先へ急行
- 負傷者等の容態把握
- 搬送先での情報を報告

**保護者に連絡**
**※学校待機の教職員**

- 聞き取り内容項目
- 生徒の負傷状況
- 搬入先の病院名
- 持参物の確認

**連絡者**

- 学校への状況報告
- 現場の情報を基に以後の対応を判断

**現場対応者**

- 警察の検証等に協力

重大・深刻な場合

**対策本部を設置**

- 組織的対応の体制

**事後対応**

- 管理職とホーム担任中心に、速やかに生徒の見舞い
- 状況によりカウンセリングの実施
- 事故目撃生徒等には PTSD などの心のケア
- 状況に応じ、全校集会を開く
- 管理職は事故概要を関係機関に報告

## ◆部活動等における事故防止

**環境の要因**
- 生徒の動きが激しく接触する状況
- 器具の配置や整備不良
- 自然環境

**生徒の要因**
- 体力、健康、精神状態が低下
- ルールや約束事が守られない状況下
- 部員間の過度の指示

**顧問の要因**
- 生徒状態を把握しないままでの指導
- 経験や技能の程度に適さない指導

**事故防止の手立て**

- 生徒の健康観察と健康診断結果の把握
- 環境を見極めた無理のない活動計画
- 運動の特性をふまえた器具の配置と点検
- 生徒の健技能、体力に応じた適切な指導

※指導者が活動の場に参加出来ない場合

- 他の部の指導者に監督を依頼
- 部員だけで安全に活動する練習内容を明確に指示
- 練習を中止するなど適切な処置をとる

## ◆部活動等における事故対応フロー

状況により対応が変化するので留意
- 顧問の不在や従事人数
- 平日か休日か
- 実施場所
- 顧問も負傷している場合

※本校で試合等をする場合、他校の生徒の危機管理も必要

**緊急事態発生**

- 直ちに活動中止
- 顧問は負傷の程度を確認
- 他の教職員への救援要請を部員に指示
- 安全な場所に移動、応急処置

危険度により顧問の判断

**救急車を要請**

**安全確保**

救護にきた他の教職員

- 救急車の出動要請(付添は顧問)
- 周囲の部員からの状況の聞き取り
- 救護
- 現場保存
- 状況を校長に報告

任務の割り振りを行い迅速に対応

※救援が複数来た場合
必ず役割を分担する

**危機管理体制の確立**
**(対策本部)**

校長は対策本部の設置

- 対策本部員を招集
- 対応を指示
- 関係機関との連絡対応は管理職
- 教育委員会に第一報
- 適宜状況を報告、助言を受ける

記録者を決定
※簡潔詳細に記録

- 事故発生時の状況
- 発生直後の対応
- 事故の経緯

**事後対応**

生徒の見舞い

- 校長、ホーム担任、顧問交代で対応
- 教頭は対策本部に残り情報収集

保護者に連絡、説明
対策本部※一人での対応は避ける

- 生徒の容態
- 事故の状況
- 搬送先
- 学校の対応

## ◆危険時等発生要領日常管理

### (１)校門及び校舎入り口の管理(３段階)

①校門管理

| 正門 | 北門・南門 | 西側門・南東門 |
|---|---|---|
| 解錠時間<br>7：00～22：30<br>施錠時間<br>22：30～守衛が施錠<br>翌日 7：00 まで原則施錠<br><br>・事務室への案内掲示<br>・関係者以外立入禁止の表示 | 北門・南門の解錠時間<br>7：00～8：45<br>15：30～18：00<br>北門・南門の施錠時間<br>8：45～15：30(全日制授業時)<br>18：00～守衛が施錠<br>翌日 7：00 まで原則、施錠 | 原則、常時施錠<br>※業者の搬入時のみ解錠 |

②校門から校舎入り口校門入り口付近・駐車場・その他

| 正門 | 駐車場 | その他 |
|---|---|---|
| ・事務室への案内掲示<br><br>・教職員挨拶運動実施(通常時)<br>17：45～18：10<br>・教職員挨拶運動実施(考査時)<br>18：00～18：25 | ・来校者用駐車場の明示 | ・関係者以外立入禁止の表示 |

③校舎入り口の管理生徒用昇降口・来校者用入り口・その他校舎へ入れる場所

| 本館入口 | その他 |
|---|---|
| ・事務室への案内掲示<br>・事務室で来校受付 | ・関係者以外立入禁止の表示<br>・事務室への案内掲示 |

### (２)来校者の管理

・来校者予定がある場合はグループウェアや職員昼礼で確認。
・一般来校者は事務室で受付のうえ、来校者と分かる札を配布。
・教職員は来校者とすれ違う場合は、積極的に挨拶を心がける。

### (３)校内の巡視

・管理職や生徒部長や補導専任が主となり、全教員が協力して巡視を行う。
・毎週木曜日実施している教員の校内清掃時にも併せて巡視を行う。

## ◆学校に不審者が来た場合の対応フロー

**不審者発見**
場所：①校門前　②校門～校舎前　③校舎入口～校舎

**生徒が発見した場合**

**絶対に近づかない**
**安全な教室等へ避難**

**教職員へ連絡**

**教職員、現場へ**

**教職員が発見した場合**

**見知らぬ人には声かけ**

- 用件が答えられるか、正当なものか
- 不審物の所持の有無
- 不自然な行動や暴力的な態度か
- 職員に用事がある場合、氏名や所属が答えられるか

**正当な理由あり**

**受付後校舎内へ**

**理由無し**

**退去依頼、説得※必ず複数名で対応**

- 相手の態度に注意
- 丁寧に退去説得
- 相手との距離をとる

**退去に応じる**

**退去**
- 再侵入の可能性
- その場で経過観察
- 管理職に報告

**退去に応じない**

**再び退去依頼　※必ず複数名で対応**

- 凶器類所持
- 退去説得
- 暴力的な言動の有無
- 不審者の隔離

**再侵入**

**応じない**

**通報　※校内放送で避難指示。**

- 職員室へ連絡
- 警察へ通報
- 暴力行為阻止
- 生徒の避難

**校舎内に侵入した場合※生徒の安全確保が最優先**

- 出口を背にして避難路確保
- 不審者と生徒の間に入る
- 防御方法は校内備品使用
- 生徒避難先は屋外グラウンド

**対応後**

**避難後**

**避難後の安全確保と事後指導**

- 点呼による安否確認
- 校門、校舎の入口を閉扉
- 避難先の入口を施錠
- 管理職は委員会へ事後報告

## ◆本校特定で犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー

**不審電話の入電**

↓

**電話対応**

・相手に気付かれないよう周辺の教職員に合図
・電話機のスピーカー機能を入れる
・周辺教職員は録音機器で録音を開始
・電話対応者、周辺教職員で必ず記録

**電話対応者**

落ち着いて、以下の事項を詳しく聴き取る

**犯行予告等**

・予告理由、要求
・動機等

**相手の特徴**

・性別
・年齢
・声の特徴(方言)
・周囲の環境音

**爆発物等について**

・いつ爆発するか
・設置場所
・形状、大きさ　等
・動機　等

**校内で不審物発見**

↓

**周辺立入禁止措置**

・付近から遠ざかる
・応援要求
・管理職へ報告依頼

**管理職へ報告、判断**

↓

**危害予告・不審物発見時の校内避難場所**

第一候補：体育館　第二候補：グラウンド

**管理職**

警察(110 番)通報

→ **管理職**

教育委員会に一報

↓

**生徒や教職員等に、以下の対応を指示**

※速やかに保護者に「すぐーる」で連絡

**生徒登校前**

・自宅待機

**生徒在校中**

・校内避難所へ避難
・状況により下校

**生徒登下校中**

・登校中は帰宅
・登校時は左に同じ

**事後対応**

・校内安否確認
・登校判断、登校開始連絡
・保護者、報道機関対応(必要に応じて)
・心のケア

**高知県立高知工業高等学校定時制学校安全対策委員会**

〒781-8010　高知県高知市桟橋通 2-11-6
電　　話　088-831-9171
F　A　X　088-833-7666
E-mail　320130@ken.pref.kochi.lg.jp